

社会保険しまね

No.779

「三瓶・姫逃池とカキツバタ」
illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 日本年金機構からのお知らせ
- 協会けんぽ島根支部からのお知らせ
- 年金相談所についてのお知らせ
- 島根県社会保険協会からのお知らせ

助け合い 生きる安心 社会保険

島根県の状況(平成24年1月末)

	厚生年金	健康保険
適用事業所数	11,730 事業所	11,569 事業所
船舶所有者数	97 事業所	—
被保険者数	男 性	96,834 人
	女 性	68,859 人
	坑内員	8 人
	船 員	1,057 人
被扶養者数	—	112,357 人

厚生年金の受給権者数	238,414 人
年金額(年金額には停止額を含む)	1,733億6百万円
健康保険の給付件数(1月分)	239,367 件
健康保険の保険給付費(1月分)	29億39百万円

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。

日本年金機構からのお知らせ

社会保険事務説明会のご案内

下記の日程により社会保険事務説明会を開催しますので、ご出席ください。
説明会では、「算定基礎届」記入上の注意事項のほか、健康保険制度についてもお話しする予定です。
なお、ご出席の際は、事前にお送りする「**算定基礎届の記載例**」をご持参ください。



【松江年金事務所】（お問い合わせ先 TEL.0852-23-9540）			
日 時	会 場	対 象 地 区	
6月12日(火)	14:00~16:00	安来中央交流センター(講義室)	安来市
6月15日(金)	10:00~12:00	奥出雲町立農村環境改善センター「カルチャープラザ仁多」(農事研修室)	奥出雲町
	14:00~16:00	雲南市三刀屋文化体育館アスパル(小ホール)	雲南市
6月18日(月)	10:00~12:00	島根県民会館(中ホール)	松江市 (事業所整理記号の頭文字が「ア」~「シ」の事業所)
	14:00~16:00		松江市 (事業所整理記号の頭文字が「タ」~「ワ」及びアルファベットの事業所)
6月20日(水)	14:00~16:00	西ノ島町黒木公民館(2階会議室)	海士町・西ノ島町・知夫村
6月21日(木)	10:00~12:00	隠岐島文化会館(集会室)	隠岐の島町

【出雲年金事務所】（お問い合わせ先 TEL.0853-24-0045）			
日 時	会 場	対 象 地 区	
6月7日(木)	10:00~12:00	ニューウェルシティ出雲(牡丹の間)	出雲市 (事業所整理記号の頭文字が「ア」~「シ」の事業所)
	14:00~16:00		出雲市 (事業所整理記号の頭文字が「ス」~「ワ」及びアルファベットの事業所)
6月13日(水)	14:00~16:00	サンレディー大田(ふれあいホール)	大田市
6月15日(金)	14:00~16:00	雲南市三刀屋文化体育館アスパル(小ホール) ※松江年金事務所と合同開催	飯南町

【浜田年金事務所】（お問い合わせ先 TEL.0855-22-0670）			
日 時	会 場	対 象 地 区	
6月11日(月)	10:00~12:00	島根県芸術文化センター「グラントワ」(小ホール)	益田市
	14:30~16:30	日原山村開発センター(大集会場)	津和野町・吉賀町
6月12日(火)	10:00~12:00	石央文化ホール(大ホール)	浜田市
6月13日(水)	10:00~12:00	江津市総合市民センター(2階会議室)	江津市
	14:30~16:30	悠邑ふるさと会館(マルチホール)	邑南町・美郷町・川本町

※対象地区以外の説明会に出席されてもかまいません(事前の連絡は不要です)。 ※各会場とも開始時間の30分前に開場します。
※各会場とも駐車場には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

健康保険・厚生年金保険「被保険者報酬月額変更届」の提出についてのお願い

被保険者の報酬が、昇給・降給など固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、「算定基礎届」による定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、次の3つの条件すべてに該当するときに行われます。該当者がいるときは、「**被保険者報酬月額変更届**」を提出してください。標準報酬月額が改定され、保険料や保険給付の額が変更されます。

条件 1

昇給・降給などで
固定的賃金*に変動があった。



条件 2

変動月から3か月の間に支払われた報酬(残業手当などの**非固定的賃金***を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額との間に、**2等級以上の差**が生じた。



条件 3

3か月とも、**支払基礎日数が17日以上**だった。

※ 固定的賃金の例: 月給・週給・日給、役付手当・家族手当・住宅手当・通勤手当など

※ 非固定的賃金の例: 残業手当・能率手当・宿直手当、皆勤手当・精勤手当など

■ 提出時期 = 昇(降)給等により、固定的賃金に変動があった月(支払月)から3か月を経過したとき

■ 標準報酬月額の改定時期 = 固定的賃金に変動があった月(支払月)から起算して4か月目から



協会けんぽ島根支部からのお知らせ

健康保険には、加入者の皆様が病気やケガをされたり出産された場合のための、様々な給付があります。

今回は療養費についてご案内します。

◎療養費とは？

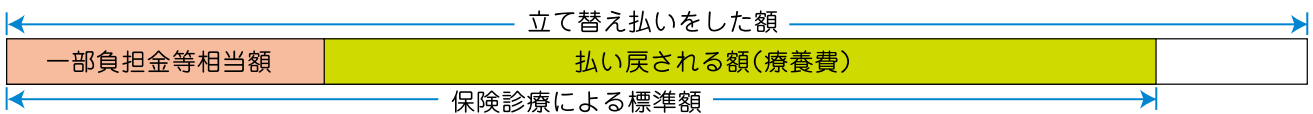
健康保険は医療などを現物で給付するのが原則ですが、次のような場合は患者が一時立て替え払いをし、あとで保険者(協会けんぽ)へ請求すれば、保険者が認めた場合、療養費として払い戻されます。

- ①やむを得ず自費で受診した(就職直後で被保険者証がない場合等)
- ②海外で医者にかかった(海外療養費)
※治療を目的として海外に出向いて受診した場合は支給されません
- ③治療上の必要からコルセットなどの治療用装具を作ったとき
- ④輸血のため病院を通じて血液(生血)を購入したとき
- ⑤医師の同意のもと、はり、きゅう、あんま・マッサージを受けたとき
- ⑥やむを得ず「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を提出できなかったとき
- ⑦柔道整復師(整骨院・接骨院)から施術を受けたとき(下記参照)



◎払い戻される療養費の額は？

立て替え払いをした全額ではなく、保険者(協会けんぽ)が、保険診療の料金を標準として計算した額(実際に支払った額のほうが少ないときはその実費)から、医療費の一部負担金(自己負担額)、食事療養・生活療養標準負担額を差し引いた額が療養費の額となります。



◎療養費の請求方法は？

次の書類を添付して療養費支給申請書を提出してください。

申請の種類	添付書類
上記①と⑥の場合	診療明細書と領収(明細)書が必要です。
上記②の場合	診療内容明細書、領収明細書、日本語の翻訳文が必要です。
上記③の場合	領収書のほか、医師の意見及び装具装着証明書、弾性着衣等装着指示書、眼鏡等作成指示書、検査書などが必要となる場合があります。
上記④の場合	輸血証明書と領収書が必要です。
上記⑤の場合	初回申請時には、医師の同意書が必要です。

◎柔道整復師(整骨院・接骨院)で健康保険が使える場合・使えない場合

柔道整復師の施術については、健康保険の対象となる場合とされない場合があります

健康保険が使える場合



- ・急性及び亜急性の外傷性の骨折、脱臼、捻挫、打撲、肉離れなど
- ※骨折や脱臼は、応急手当てを除き、医師の同意が必要です

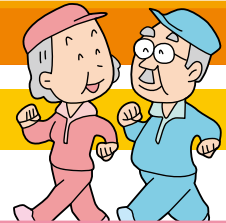
健康保険が使えない場合



- ・日常生活からくる単なる疲労や肩こり、腰痛、体調不良など
- ・スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛

【手続きに関するお問い合わせ先】 協会けんぽ島根支部業務グループ TEL 0852-59-5144

日本年金機構から年金相談についてのお知らせ



出張相談所の開設

6月～7月

◆年金記録確認・年金請求手続き等、お気軽にご利用ください。

会場	相談日		時間
隠岐の島町ふれあいセンター	6月13日(水)	7月11日(水)	13:00～16:00
	6月14日(木)	7月12日(木)	9:30～12:00
海士町役場	—	7月26日(木)	9:30～12:00
西ノ島町中央公民館	—	7月25日(水)	13:00～16:00
大田市役所	6月27日(水)	7月25日(水)	10:00～15:00
益田市民学習センター	6月26日(火)	7月24日(火)	10:00～16:00

※隠岐地方につきましては、天候不順等でフェリーが欠航の場合は中止になることがありますので、あらかじめご了承ください。

■相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、履歴書、印鑑などをご持参のうえ、できるだけご本人がお出かけください。
※代理の方がお出かけになる場合は、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要です。

お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

(財)島根県社会保険協会からのお知らせ

平成24年度の事業計画並びに予算決定

去る3月16日松江市で開催されました第118回定例総会で、平成24年度事業計画と予算が承認されました。本年度は、公益法人改革法による法人の体制変更の作業中でもあり、23年度とほぼ同様の事業計画となりました。

詳細は、当協会ホームページ(アドレスは、このページの下をご参照ください)に掲載しましたので、ご覧ください。

なお、当協会のホームページをご覧になれない会員事業所の皆様には、掲載内容をお送りすることとしていきますので、電話等によりご連絡ください。(電話番号:0852-27-5059)

また、助成事業や参考図書の配布も、前年度とほぼ同様に行いますので、ご期待ください。

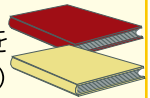
★主な助成事業(会員事業所)

海の家・山の家の開設と、プール利用による助成。
年度後半では、スケート・温泉・ボウリング、リフト券への助成。



◆主な参考図書の配布

6月に各地で行われる社会保険事務説明会において、「社会保険の事務手続(平成24年度版)」を配布。また、会員事業所の皆様には、24年度中に、別の参考図書も配布予定。(図書内容は検討中)



浜田支部主催によるソフトボール大会開催ご案内

本年度も次の日程で開催します。

会員事業所の皆様には、別途開催案内(参加申込書を含む)をお送りすることとしています。

浜田地区・江津地区(第2回)

益田地区・美濃地区(第21回)

●平成24年6月17日(日)
石見海浜公園グラウンド

●平成24年7月22日(日)
久々茂コミュニティ広場



社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!



日本年金機構ホームページ=<http://www.nenkin.go.jp/>
全国健康保険協会島根支部ホームページ=<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html>
島根県社会保険協会ホームページ=<http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

◆社会保険しまね 通巻779号◆ 発行者/(財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部
2012.5.20発行 ※次回の発行については平成24年7月を予定しています